

令和 6 年度第 2 回
大船渡市国民健康保険運営協議会会議録

令和 6 年 8 月 28 日（水）午後 1 時 30 分

大船渡市国民健康保険運営協議会

令和6年度第2回 大船渡市国民健康保険運営協議会 会議録

令和6年8月28日（水）午後1時30分開議

会議日程

1 開 会

2 あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 報 告

- (1) 報告第1号 令和5年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）決算について
- (2) 報告第2号 令和5年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）決算について

5 議 事

- (1) 諮問第1号 大船渡市国民健康保険条例の一部を改正することについて
- (2) 諮問第2号 令和6年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を定めることについて

6 そ の 他

7 閉 会

本日の会議に付した事件

～会議日程に同じ～

出席委員（11名）

公益代表委員

刈谷 忠 君

山本 勝夫 君

小松 由美 君

保険医・保険薬剤師代表委員

中野 達也 君

滝田 有 君

熊谷 英人 君

金野 良則 君

被保険者代表委員

及川 久美子 君

及川 艶子 君

佐々木 博子 君

刈谷 由里 君

欠席委員（1名）

公益代表委員

佐藤 美智子 君

事務局出席者

市民生活部長

安居 清隆 君

市民生活部国保医療課長

佐々木 直央 君

総務部税務課長

森 正 君

保健福祉部健康推進課長

藤田 一枝 君

市民生活部国保医療課長補佐

木村 亮 君

市民生活部国保医療課係長

新田 進 君

午後 1 時 30 分開会

○市民生活部長（安居清隆君） 本日は、御多用のところ、しかも台風が迷走している中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。この会議の進行を務めます、市民生活部長の安居でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から「令和 6 年度第 2 回大船渡市国民健康保険運営協議会」を開会いたします。

始めに、本国保協議会の刈谷会長から御挨拶をお願いいたします。

○公益代表委員・会長（刈谷忠君） 皆様、今日はありがとうございます。今、挨拶にもございましたが、台風の動きが気になるところで、一昨日、市から連絡をいただいたとき、その動きによっては、書面開催も考えなければならないという話もいただきました。いずれ、九州のほうにそろそろ上陸するのかなという状況でございますが、こちらのほうへの影響もあるということです。今後どうなるか意識しておく必要があると思います。

今日は、報告の中で前年度の決算と、議事の中でマイナンバーカードに係る条例改正と補正予算の 2 つとなっていますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○市民生活部長（安居清隆君） ありがとうございます。本日の出席者につきましては、委員 11 人に御出席いただいております。

また、欠席者は、佐藤美智子委員 1 人でございます。

従いまして、大船渡市国民健康保険条例施行規則第 4 条の定足数に達しておりますので、この会議が成立することを皆様にお伝えします。

それでは、この後の議事につきましては、同施行規則第 2 条の規定により、会長が議長となりますので、ここからの進行は、刈谷会長をお願いいたします。

○議長（刈谷忠君） それでは、議事を進行させていただきます。

次第 3 の会議録署名委員の指名でございます。本日の署名委員には、公益代表の小松由美委員と、被保険者代表の及川艶子委員のお二人を指名しますので、よろしくお願いいたします。

次に、次第 4 の報告に入ります。

報告第 1 号「令和 5 年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）決算について」と、報告第 2 号「令和 5 年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）決算について」の 2 つを一括して、事務局からの説明を求めます。

○国保医療課長（佐々木直央君） 国保医療課長の佐々木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、着座にて説明させていただきます。

決算についての説明をいたします前に、国民健康保険の会計の構造について、簡単に御説明いたします。

市の予算・決算は、一般会計と特別会計に分かれておりますが、国民健康保険法では、「国民健康保険に関する収入及び支出については、政令の定めにより、それぞれ特別会計を設け

なければならない。」とされており、さらに、「国民健康保険に関する特別会計を事業勘定及び直営診療施設勘定に区分しなければならない。」とされています。

当市には、国民健康保険の直営診療施設として、医科の診療所が綾里、越喜来、吉浜の3か所に、また、歯科の診療所が綾里にあり、この4つの診療所に関する分は、診療施設勘定として財政運営を行っております。

また、診療施設勘定以外の分は、事業勘定として国保財政の運営を行っており、国や県、市町村の公費や、被保険者の皆様から納付していただく国保税などを財源として、医療費に係る保険給付や県への納付金等を支出する仕組みとなっております。

会計の構造に関する説明は、以上でございます。

それでは、「令和5年度大船渡市国民健康保険特別会計(事業勘定)決算について」及び「令和5年度大船渡市国民健康保険特別会計(診療施設勘定)決算について」、一括して御説明いたします。

これら決算につきましては、9月に開催される市議会場で審議いただくこととしておりますが、その概要について、委員の皆様にお知らせするものでございます。

また、本日お配りしました「補足資料」、1枚で両面になっているものでございますが、上段のほうに、この後で説明いたします補正予算の明細と、中段以降と裏面の2ページには、用語解説としまして、歳入ですとか歳出予算の説明を加えておりますので、併せて御覧ください。

始めに、資料1「令和5年度大船渡市国民健康保険特別会計(事業勘定)決算について」、1ページをお開き願います。

事業勘定決算の収入となる「歳入」の状況でございます。

太線の枠内「収入済額」が決算額となりますが、歳入合計は41億1,898万6,581円となっております。

続いて、2ページを御覧ください。同様に支出となる「歳出」の状況でございます。

太線の枠内「支出済額」が決算額となりますが、歳出合計は40億7,598万6,447円となっております。

主だった部分につきまして、次ページ以降で説明させていただきます。

3ページをお開き願います。①「歳入決算総括表」でございます。

1款 国民健康保険税、令和5年度の決算額は6億9,459万8,543円、対前年度比による増減額は3,025万3,471円、率にして4.2%の減となっております。人口減少に加え、団塊の世代の方々が75歳に到達し、後期高齢者医療制度へ移行するなど被保険者数が減少したことなどにより減収となったものです。

次に、4款 県支出金、決算額29億5,611万3,214円、増減額655万4,083円の減となっております。歳入の約7割を占めておりますが、主な内訳は、市が行った保険給付に対して交付される普通交付金や各種事業に対する特別交付金などでございます。

続いて、6款 繰入金、決算額4億761万1,534円、増減額807万2,954円の減となっ

てございます。一般会計からの繰入金が主なものでありますが、人件費に係る職員給与費等繰入金のほか、保険基盤安定繰入金などがございます。

保険基盤安定繰入金は、繰入金全体の約6割を占めておりますが、低所得者に係る国保税の軽減相当分を公費補填するもので、国、県、市がそれぞれ負担しております。

続いて、7款 繰越金、決算額3,536万7,220円、増減額6,997万631円の減となっております。前年度決算からの繰越金でございます。

続いて、8款 諸収入、決算額2,490万8,020円、増減額1,456万3,372円の減となっております。主な内訳は、過年度分の診療報酬等の精算に係る返納金や健康保険の給付対象にならない交通事故など第三者からの納付金などでございます。

以上、令和5年度の歳入合計は41億1,898万6,581円、増減額は1億2,937万2,030円、率にして3.0%の減となったところでございます。

続きまして、「歳出」について、②「歳出決算総括表」を御覧ください。

2款 保険給付費、令和5年度の決算額は29億1,158万278円、対前年度比による増減額は2,112万3,036円の増となっております。主な内訳は、被保険者が保健医療機関等で受診した際に要する費用のうち、保険者負担分に係る療養給付費や高額療養費などでございます。

3款 国民健康保険事業費納付金、決算額9億5,627万389円、増減額2,263万3,337円の減となっております。平成30年度の制度改革により、国保運営は県と市町村の共同運営となり、県が財政運営を担うことから、市町村は被保険者数や所得水準、医療費水準に応じて算定された金額を納付金として県に納め、県はこの納付金に国などの公費を加え、保険給付などに必要な費用を、交付金という形で市町村に分配する仕組みになりました。令和5年度も同様の算定方法で、岩手県に納めているところです。

6款 基金積立金、決算額5,981万1,700円、増減額5,263万8,329円の減となっております。保険給付費の大幅な増加や、その他支払財源など不測の事態に備え、余力のある年度は、基金の確保に努め、積立することとされております。令和5年度の歳入歳出状況を鑑み、今回、積立を行ったところでございます。

7款 諸支出金、決算額2,752万6,916円、増減額2,211万1,579円の減となっております。主な内訳は、前年度の普通交付金精算に伴う岩手県への返還金や事業勘定で受け入れた診療所運営補助分の繰出金でございます。

カッコ書きの公債費につきましては、令和5年度の支出はございません。

歳出合計額は、40億7,598万6,447円、増減額は1億3,700万4,944円、増減率は3.3%の減となったところでございます。

なお、本ページ下段に示してございますとおり、歳入・歳出差引額は4,300万134円となっております。

それでは、歳出の主だった項目について、説明いたします。

5ページをお開き願います。④「歳出事項別説明書」でございます。

始めに、(1 款) 総務費 (1 項) 総務管理費 (2 目) 連合会負担金でございます。

保険給付事業を担う岩手県国民健康保険団体連合会への維持・運営に係る経費に充てる負担金で、保険者の規模に応じ、当市も事業費の一部として 582 万 8,600 円を負担しております。

次に、下段の表になります。(2 款) 保険給付費 (1 項) 療養諸費 (1 目) 一般被保険者療養給付費でございます。

令和 5 年度実績で、年間平均被保険者数 7,372 人を対象として、保険医療機関等で受診した際の医療費等のうち、保険者が負担した療養給付費でございます。給付件数 延べ 13 万 5,633 件に対しまして、給付額は 24 億 6,409 万 6,272 円となっております。関係指標の下から 2 行目、「年間平均被保険者数」を御覧いただきますと、令和元年度 8,537 人に対して、令和 5 年度は 7,372 人と、4 年間で 1,165 人の減少となっております。一方、一番下の「1 人当たり給付額」は、令和元年度が 32 万 8,674 円に対して、令和 5 年度は 33 万 4,251 円と増加傾向になっているところであります。

6 ページを御覧ください。下段の表になります。(2 項) 高額療養費 (1 目) 一般被保険者高額療養費でございます。保険医療機関等で受診した際に、高額となった医療費の過重な負担軽減を図るため、世帯の収入に応じた一定額を超えた場合、高額療養費として支給しているものでございます。令和 5 年度実績で、支給件数 延べ 7,961 件、給付額 4 億 2,411 万 8,260 円を支給してございます。関係指標の 2 行目「給付額」を御覧いただきますと、令和 3 年度から増加傾向にありますが、主な要因は、東日本大震災に係る一部負担金免除の縮小・廃止の影響に加え、被保険者の高齢化、医療の高度化などにより、医療費全体が増加したことによるものでございます。

7 ページをお開き願います。(4 項) 出産育児諸費 (1 目) 出産育児一時金でございます。被保険者の出産に係る費用として、4 件、合計 179 万 5,598 円を支給しております。制度改正により、令和 5 年度から、1 件当たりの支給額を 42 万円から 50 万円の限度額に引き上げ、安心して出産できるよう被保険者の経済的負担を軽減しております。

8 ページを御覧ください。(3 款) (1 項) (1 目) 国民健康保険事業費納付金でございます。先程も触れましたが、財政運営の責任主体となる岩手県に対して、国保運営のための必要経費として納付金を納付するものでございます。決算額 9 億 5,627 万 389 円となっております。

下段、(5 款) (2 項) 保健事業費 (1 目) 保健衛生普及費でございます。医療費等に関心を深めるため、医療費総額等について被保険者へ定期的に通知した際の手数料や、医療費の適正化のため、診療報酬明細書、いわゆるレセプトの点検を業者委託した際の委託料など 139 万 4,048 円を支出しております。

事業勘定決算の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、資料 2「令和 5 年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）決算について」御説明いたします。

1 ページをお開き願います。診療施設勘定決算の歳入・歳出状況でございます。

上段の「歳入」について、太線の枠内「収入済額」が決算額となりますが、歳入合計は2億3,208万1,055円となっております。

下段の「歳出」について、太線の枠内「支出済額」が決算額となりますが、歳出合計は2億2,857万1,981円となっております。

主だった部分につきまして、次ページ以降で説明させていただきます。

2 ページを御覧願います。

始めに、「歳入」について説明いたします。①「歳入決算総括表」でございます。

1 款 診療収入、令和5年度の決算額は1億3,921万3,217円、対前年度比による増減額は797万1,509円、率にして6.1%の増となっております。国民健康保険や社会保険からの診療収入となりますが、令和5年度は、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の流行や、市内の医療機関が閉院した影響もあり、患者数が増加したことから、診療報酬も増加したものであります。

3 款 繰入金、決算額7,374万2,255円、増減額1,047万1,925円の減となっております。診療収入が増加したことに伴い、一般会計からの補填分が減少したところでございます。

6 款 市債、決算額1,520万円となっております。越喜来診療所において、令和5年度に整備した医療機器や照明設備LED化改修事業の財源として、計画的に借りる長期の借入金でございます。

歳入合計は、2億3,208万1,055円で、増減額は726万18円、率にして3.2%の増となったところでございます。

次に、「歳出」でございます。②「歳出決算総括表」を御覧願います。

歳出合計額は、2億2,857万1,981円で、対前年度比による増減額は603万5,513円、率にして2.7%の増となったところでございます。

なお、本ページ下段に示してございますとおり、歳入・歳出差引額は、350万9,074円となっております。

5 ページをお開き願います。④「歳出事項別説明書」でございます。

令和5年度も、綾里、越喜来、吉浜、歯科の4診療所において、地域の医療ニーズに応えるべく計画的な医療機器の整備や維持管理に努めながら、地域に密着した医療の提供を行ったところであり、診療所ごとにまとめて報告させていただきます。

始めに、綾里診療所でございます。事業費は1,785万9,312円。概要・実績につきましては、(1款)総務費1,348万349円、(2款)医業費75万5,309円、(3款)公債費362万3,654円、各事業の内容は御覧のとおりとなっております。

なお、綾里診療所につきましては、定年退職となった医師を会計年度任用職員として配置しておりますが、吉浜診療所との兼務により、限られた曜日、時間帯での診療となっているものでございます。具体的には、週2日、火曜日と木曜日の午前中に内科診療を行っており、令和5年度の患者数は延べ859人で、前年度より34人減少しております。

次に、下段の、越喜来診療所でございます。事業費は1億3,684万823円。概要・実績につきましては、(1款)総務費9,190万516円、(2款)医業費3,103万1,757円、(3款)、公債費1,390万8,550円でございます。

越喜来診療所につきましては、平日の週5日、小児科と内科の診療を行っており、令和5年度の患者数は延べ1万103人で、感染症の流行や市内の小児科が閉院した影響もあり、前年度より2,906人増加しております。

6ページを御覧願います。吉浜診療所でございます。事業費は1,750万5,106円。概要・実績につきましては、(1款)総務費1,253万1,675円、(2款)医業費442万2,180円、(3款)公債費55万1,251円でございます。

吉浜診療所につきましては、綾里診療所と同じ医師が兼務しておりますので、曜日が重ならないよう、水曜日と金曜日の午前中に内科診療を行っており、令和5年度の患者数は延べ912人で、前年度より54人増加しております。

医科の3診療所につきましては、令和5年度も新型コロナウイルスワクチン接種に対応し、感染の蔓延防止に努めるとともに、往診や訪問診療を行うなど早期に適切な医療を提供し、地域住民の健康増進を図っております。

次に、下段の、歯科診療所でございます。事業費は5,636万6,740円。概要・実績につきましては、(1款)総務費4,787万7,895円、(2款)医業費516万4,045円、(3款)公債費332万4,800円でございます。

歯科診療所につきましては、平日の週5日診療ですが、月曜日と金曜日は、診療時間を午前9時から午後5時までとし、火、水、木曜日は、仕事帰りの方でも受診できるよう、午前10時から午後6時30分までの診療体制としております。令和5年度の患者数は延べ5,115人で、前年度より319人増加しております。

歯科診療所では、口腔ケアの推進により、定期的な口腔管理に係る受診が増しており、処置に至らない健康な患者の増加につながっているところであります。

なお、資料3は、「令和5年度診療施設経営状況」について、診療所ごとに前年度と比較した一覧表となっておりますが、説明は省略させていただきますので、後ほどお目通しいただきますようお願いいたします。

診療施設勘定決算の説明につきましては、以上でございます。

○議長(刈谷忠君) ありがとうございます。それでは、質疑を受け付けます。何かございませんでしょうか。

○保険医・保険薬剤師委員(滝田有君) 滝田医院です。まず、資料1のお金の流れについて教えていただきたいのですが。3ページ、歳入4款の県支出金として、かなりの、70%以上の金額で賄っておりますので、県の援助がなければ大変なのかなと、これは感想でございますけども。この県支出金の原資になっているのは、歳出3款の国民健康保険事業費納付金なのではないでしょうか。こういったものを市町村から集めて、それを県支出金として出しているのか教えていただきたいのですが。

○国保医療課長（佐々木直央君） かつては、市町村ごとに財政運営を行っておりましたので、市の中で歳入も歳出も賄っておりましたが、平成 30 年度の国保制度が改革されてからは、岩手県と全市町村が共同運営を行っております。市から県へは納付金という形で、公費・国保税をまとめたものを支払いますし、医療費として必要な分につきましては、県支出金の中の普通交付金として、県からお金が入る仕組みになっております。資料を御覧いただきますと、歳入の県支出金、歳出の保険給付費が同じような流れで増減されています。

○保険医・保険薬剤師委員（滝田有君） 以前から違和感を持っていたことがありまして、同じ 3 ページの 1 款、国民健康保険税の税に違和感があるのですが、補足資料の用語解説にもしつかり国民健康保険税と書いてありまして、前回の会議資料でも税と用いていますが、正確に言うと、税ではなくて保険料ですよ。税という名称が公にも認められているのでしょうけども、私としては違和感があるという意見でございます。

○国保医療課長（佐々木直央君） 全国的には、国民健康保険料と国民健康保険税の両方がございます。比較的、都市部のほうが保険料となっておりまして、保険料と保険税でいろいろと区分されることがございます。岩手県の場合は、全市町村が国民健康保険税となっております。

○保険医・保険薬剤師委員（滝田有君） ありがとうございます。もう一点、資料 2 の診療所、去年、越喜来診療所で見てみますと、令和 5 年度で 7 千万円ちょっとの収入があって、延べ人数が 1 万人ぐらい。計算すると、単価が 7、8 千円ぐらいになりますが、ちょっと越喜来診療所の状況が分からないのですが、訪問診療をかなりやっているのか、処方院内なのか院外なのか教えてください。

○国保医療課長（佐々木直央君） 越喜来診療所につきましては、内科と小児科を標榜しております。薬の処方につきましては、院内処方となっております。

○保険医・保険薬剤師委員（滝田有君） 院内処方であれば納得できます。訪問診療は何件ぐらいやっているか把握していますか。

○国保医療課長（佐々木直央君） 訪問診療も行っておりますが、件数につきましては、恐れ入りますが、後ほど報告させていただきます。

○議長（刈谷忠君） では、後からの報告ですね。その他、何かございませんでしょうか。

○保険医・保険薬剤師委員（金野良則君） 薬剤師の金野です。今の滝田先生の話について、若干補足ですが、越喜来診療所、どこの診療所も院内処方でやっているということで、一般的な医療機関は、今、院外処方という形でやっているの、薬を薬局で出すために、医科の診療所の収入は薬代がない分、安くなります。3 診療所は院内でやっているために、薬代も乗っかってしまうので、患者さんは 2 か所でもらう分を 1 か所で支払うという形になるのですが、それで、見た目の 1 人当たりの収入が増えているという形になると思います。ただ、昨今、コロナが流行ってからの、咳止めがなくなったとか、ニュースもいろいろある中で、今、いろんな薬が足りなくなる状況で、越喜来診療所さんも薬が入手できない場合は院外処方箋にということもあるので、院外処方箋の部分も増えてきていることはあります。

最近は落ち着いてきて、院内に戻っているのかなという感じがします。そこは補足です。

私も報告事項の中から2点ほど質問させていただきたいと思います。まず1点目は、診療所のほうで、資料2の5ページ、6ページの綾里診療所と吉浜診療所の比較の中で、今言った院内処方箋をやっているために薬代、医業費の金額に該当すると思うのですが、吉浜のほうで440万円で、綾里のほうは75万円という、この差は何か、設備の違いとかあるのか伺いたいです。

○国保医療課長（佐々木直央君） 薬の処方につきましては、綾里診療所は院外処方、吉浜診療所は院内処方のため、その部分で薬の購入費用が大きく差のあるところでございます。

○保険医・保険薬剤師委員（金野良則君） ありがとうございます。もう一点は全体的な話で、資料1の6ページの高額療養について。高額療養費だけではないのですが、高額療養の部分について伺いたします。先ほどの説明でも医療自体の高度化や長期化とありましたが、患者さんの高額の部分が増えてきているとすごく感じているところですが、たぶん、今の負担割合は、一般の方が1割から2割、あるいは2割から3割に増えていていると思うんです。患者さん自身の支払額は。そうなれば必然と割合が増えるので、患者さんの支払として高額に至る部分があって、ますます高額という部分の療養が増えていく気がするのですが、そういうところはどのようにお考えでしょうか。

○国保医療課長（佐々木直央君） 患者負担につきましては、患者さんのほうの負担が増えるところで、保険者の負担は特に変わりがないところかと思います。

○保険医・保険薬剤師委員（金野良則君） そうか、手出しが増えるということか。

○国保医療課長（佐々木直央君） はい。ただ、当市としまして、このように決算という形で改めて確認いたしまして、高額療養費が非常に伸びているというところは、更に分析をしながら、今後、医療費が増えていくのではないかとこのことを勘案しながら運営していかなければならないと考えてございます。

○保険医・保険薬剤師委員（金野良則君） ありがとうございます。たぶん、薬にしてもかなりの治療で何百万だとか、1千万だとかいうような治療が増えていく中で、ただ、一般の患者さんで高額に至らなくてもお支払いが難しい患者さんが増えてきている実感がありまして、その部分についても、各薬局で未納な人がいるとも聞いていますので、いろいろ相談しながら進めていきたいと考えています。

○議長（刈谷忠君） その他ございませんか。なければ、報告については終わります。

次に、次第の議事に入ります。諮問第1号「大船渡市国民健康保険条例の一部を改正することについて」、事務局からの説明を求めます。

○国保医療課長（佐々木直央君） それでは、諮問第1号「大船渡市国民健康保険条例の一部を改正することについて」大船渡市長から諮問を受けましたので、本協議会の審議をお願いするものでございます。

資料4を御覧ください。本条例は、被保険者証（保険証）の廃止に伴う罰則規定の改正で

ございます。

始めに、改正理由でございます。マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、令和6年12月2日より、現行保険証の発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行されます。

国民健康保険法では、同法の規定により保険証の返還を求められた場合において、これに応じない者に対し過料を科すことを可能とする規定があり、本市においては、この規定に基づき、条例において、罰則の規定を設けております。

今般、保険証の廃止に伴い、同法の規定が削除されることから、本市条例においても当該罰則の規定を整備しようとするものでございます。

改正概要でございます。本則第22条から、国民健康保険税を納付しない者で保険証の返還に応じないものに対する罰則規定を削るものでございます。

附則第1項は、この条例の施行期日を令和6年12月2日とするものでございます。第2項は、罰則に関する経過措置でございますが、発行済の保険証について、最長1年間を有効とする経過措置が設けられていることから、同様に経過措置を定めるものであります。

2ページは、抜粋した条例について、改正前と改正後の対照表になりますので、参考としてください。説明は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（刈谷忠君） ありがとうございます。それでは、皆様のほうから質疑を受け付けます。

これは、大元の法律が変わることに基づいて、併せて条例も変えるということですね。

○国保医療課長（佐々木直央君） そのとおりでございます。国の法律に基づいている部分で、大元の国の法律がなくなるところを市も削除するところでございます。

○議長（刈谷忠君） ということで、諮問について、原案を承認される旨の答申をすることとして、御異議ございませんでしょうか。

（「はい」という声あり）

○議長（刈谷忠君） 御異議がないようですので、原案を承認することといたします。

次に、諮問第2号「令和6年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を定めることについて」、事務局からの説明を求めます。

○国保医療課長（佐々木直央君） それでは、諮問第2号「令和6年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を定めることについて」、大船渡市長から諮問を受けましたので、本協議会の審議をお願いするものでございます。

資料5及び補足資料を御覧ください。

今回の補正予算は、4月の人事異動により生じた人件費の差額と、本年10月から郵便料金が引き上げられるに伴う郵便料の補正でありまして、補正額は、歳入・歳出それぞれ436万7,000円の減額となっており、補正後の予算総額を40億9,537万3,000円とするものでございます。

始めに、歳入でございますが、（6款）繰入金436万7,000円の減。補正理由は、歳出補

正に伴う職員給与費等繰入金の減額でございます。

次に、歳出でございます。（１款）総務費 436 万 7,000 円の減。補正理由は、総務管理費及び徴税費における人件費 542 万 8,000 円の減、同じく郵便料 106 万 1,000 円の増でございます。説明は以上となります。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（刈谷忠君） ありがとうございます。それでは、質疑のほうをお願いします。何かございませんでしょうか。

（「なし」という声あり）

○議長（刈谷忠君） それでは、ないようですので、お諮りいたします。諮問第２号について、原案を承認される旨の答申をすることとして、御異議ございませんでしょうか。

（「なし」という声あり）

○議長（刈谷忠君） 御異議がないようですので、諮問第２号について、原案を承認することといたします。

ここで、議事は終了となりますので、事務局のほうにお返しします。

○市民生活部長（安居清隆君） 大変ありがとうございました。次に、次第６ その他でございます。委員の皆様から、何かございませんでしょうか。

○保険医・保険薬剤師委員（熊谷英人君） 保険証がなくなると、訪問診療に行ったときに確認ができないのですが、市はそれをどのように考えていますか。マイナンバーカードでは確認できないのですが、訪問に行くとき機械を持って行けないので、それはどのように考えていますか。

○国保医療課長（佐々木直央君） 当市としましては、国の方針に基づいて行うところですが、国では、これから訪問診療にも対応するように、医療機関で設置しているものとは別なものを準備するというふうに伺ってはおりますが、詳細については、現時点で把握していないところでございます。逆に、医療機関に対して、そういったところの通知等はないのでしょうか。

○保険医・保険薬剤師委員（熊谷英人君） 何もきていないです。保険証がなくなると、確認することができないので、マイナンバーカードを借りて、病院に戻って読み取らなければならなくて、それから、また行かなければならないので、手間というか、マイナンバーカードを個人から借りて病院に持ってきていいのか、という話もあるのですが。だいたい、訪問に行くところは、お金を払いに行くのも時間が取れなくて大変だと言われるので、できれば、１回行って、この次にこんな治療をしますと計画を立ててカルテを書いて、領収書も持って行って、治療をしたらその場でお金をもらって帰ってくるという形なので、最初にカルテを作らないと訪問ができなくなる、というか面倒になる。その辺、市のほうでも考えてほしいと思います。

○国保医療課長（佐々木直央君） 当市でも診療所が４つございまして、同じ問題を抱えているところでございます。そのとおり、１２月２日から保険証の発行を停止するということは決まっておりますが、現在、マイナ保険証をお持ちの方が、紙の保険証を持たずに医療

機関を受診した際に、システムトラブルでカードリーダーから読み込めないなど、様々な問題があることは承知しているところでございます。なかなか当市独自でどういうふうにとは申し上げられませんが、国や県からの情報を入手するとともに、市内の医療機関の皆様と情報共有を図るですとか、市民の方に説明する際に理解が難しいところもあるかと思いますので、できるだけ、そういったところで医療機関に負担がかからないよう、一緒に何らかの取組をしていきたいと思っておりますので、引き続き、そういった声を届けていただけますと、こちらとしても参考となりますのでよろしくお願いいたします。

○被保険者代表委員（刈谷由里君） 大船渡市のマイナンバーカードの普及率は何%ぐらいですか。

○国保医療課長（佐々木直央君） 4月末日時点ですが、当市における申請率は88.4%、交付率は79.0%になっております。最近、報道等の影響もあり、やはりマイナ保険証が必要だということで、申請が非常に増えており、交付率も伸びているところであります。

○市民生活部長（安居清隆君） その他、皆さんからございませんでしょうか。それでは、事務局のほうから。

○国保医療課長（佐々木直央君） 先ほど御質問をいただきました、診療所の訪問診療の件数でございます。令和5年度、越喜来診療所におきましては、訪問診療が28件、往診が6件、合計34件。吉浜診療所におきましては、訪問診療が68件、往診が34件、合計102件となっております。

それから、先ほどのマイナンバーカードに関連して補足になりますけども、当市の国民健康保険の加入者のうち、マイナンバーカードをお持ちで、健康保険証として紐づけている方は、だいたい6割強で、こちらのほうも日々増えている状況でございます。

では、事務局から2点お知らせいたします。

一点目は、「岩手県国民健康保険フォーラム」についてでございます。こちらは、国保における諸問題や健康増進について理解を深め、国保事業の健全運営に資する取組として、明後日8月30日、盛岡市において開催されます。

公益代表と被保険者代表のみなさまにも御案内を差し上げたところですが、当市からも、関係部署の職員とあわせ、10名ほど参加予定でございます。

二点目は、次回の運営協議会についてでございます。第3回運営協議会につきましては、11月下旬から12月初旬の間に開催予定でございます。後日、改めて御連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。事務局からは、以上でございます。

○市民生活部長（安居清隆君） この件につきまして、何か御質問等ございますか。

（「なし」という声あり）

○市民生活部長（安居清隆君） それでは、これをもちまして、「令和6年度第2回大船渡市国民健康保険運営協議会」を閉会いたします。本日は、大変にありがとうございました。

午後2時23分閉会